

7 自部工国・国第 4 号

2025 年 5 月 13 日

会員企業 代表者各位

同 知的財産関連部署 ご担当者各位

(一社) 日本自動車部品工業会

知的財産権部会 副部会長

模倣品対策活動 WG リーダー 浅井雅弘

(公印省略)

インド・デリーにおける模倣品流通調査 参加企業（品目）募集のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当工業会の知的財産権部会活動につきましては、格段のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、2025 年度知的財産権部会事業として、標記調査の参加企業を募集することになりましたのでご案内させていただきます。本事業は、世界各国の模倣品摘発の後方支援を目的として、2016 年度から ASEAN 諸国やアフリカなどを対象に調査を実施してまいりました。

今年度は、インド・デリーでの調査を実施することといたしましたので参加ご希望の企業様におかれましては、2025 年 6 月 20 日（金）までに、別添要領に基づきお申込みいただきますようお願いいたします。なお、1 次調査は無償で実施いたしますが、模倣品が発見され上流調査である 2 次調査に進んだ場合は 1 品目につき 2500 USD+調査交通費等実費（1400 USD 程を想定）の経費負担（日本円で請求）をお願いいたしますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。皆様の積極的なご参加をお待ちいたしております。

敬具

問い合わせ先：一般社団法人日本自動車部品工業会

小林、土居、小出 chizai@japia.or.jp 03-3445-4213

インド・デリーにおける模倣品流通調査参加応募要領

1. 調査概要

1) 第1次調査

①デリーの以下等の市場等における約50～100 店舗での模倣品確認調査

② 1品目につき最低単位のサンプル購入および日本への送付

※明らかに真正品と認められる場合は送付せず、写真等で判断。

2) 第2次調査（有償：2,500USD）+調査交通費等実費）

第1次調査で確認した模倣品の流通経路、仕入れ先ルート調査（可能な限り川上まで）。

1次調査で模倣品を確認できた参加企業には、1次調査報告書（主に店舗情報、写真）が送付され、調査委託先弁護士事務所から2次調査を有償で実施するか否かの確認をさせていただきます。ただし、有償＝調査結果を保証するものではありませんので、ご理解のほど
よろしくお願いします。なお、第2次調査は、第1次調査で模倣品を確認した参加企業の製品（品目）のみを対象とします。模倣品を確認できなかった参加企業の品目については、第1次調査で終了となります。また、2次調査費の請求は、調査終了後 JAPIA 事務局から一括しておこない、支払先も JAPIA となります。

2. 調査スケジュール（予定）

1) 第1次調査

2025 年 7 月～2025 年 11 月

2) 第2次調査

2025 年 12 月～2026 年 1 月

※第2次調査の深度によって延長する場合がございます。

3) 最終報告

2026 年 3 月末。報告書の提出前に、全会員企業向けの東京+オンラインでの調査中間報告会を開催予定。

4) 請求

第2次調査の費用等は終了次第（2026 年 2 月頃）請求する予定です。

3. 調査委託先

弁護士法人キャストグローバル（在東京）

4. 参加募集企業数

最大 10 社・製品（品目）先着

※原則 1 社 1 製品（品目）とさせていただきます。

5. 調査参加申込み

2025年6月20日（金）までに、下記2）の調査用（真贋判定用）資料を添付のうえ、下記1）までメールにてお申込みください

1）申込みおよび問合せ先

JAPIA 国際部 小林、土居、小出

メール：chizai@japia.or.jp

電話：03-3445-4213

2）ご準備いただく調査用（真贋判定用）資料

①パワーポイントで下記内容を含む資料を作成願います。なお、本件を実際に調査する現地調査担当者は、自動車部品の専門家ではありませんので、それを前提に模倣品を確認するためのポイントをできるだけわかりやすく記載していただきますようお願いします。

②資料の表記言語は全て英語でお願いします。

③ご提出いただく際は、ファイル名を会社名（英語）とし必ず PDF でご提出ください。

（調査用資料の内容構成案）

・会社情報（1～2枚）（必須）

できるだけコンパクトにまとめてください

・真贋判定のための対象品目情報（1品目限定/3～4枚）（必須）

できるだけ大きく、わかりやすい写真と図で示してください

・インド・デリーにおける当該品目の正規品販売価格（可能であれば）

・インド・デリーにおけるホワイト・リスト（可能であれば）

・インド・デリーにおけるブラック・リスト（可能であれば）

・本調査に係る連絡先（必須）

現地法人の連絡先ではなく、必ず英語でのメールのやりとりが可能な在日本の担当者

および同連絡先（メールアドレス・電話番号）を最終頁にご記載ください

以上